

かすみがうら市消費生活センター

くらしのほっと通信



ほっとクン



かすみがうら市消費生活センターでは市民の方を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性、多重債務など、消費生活に関する相談や市民の皆様からの情報提供を受け付けています。

消費者トラブルなどで困ったときのために

覚えておきたい! 知ってほしい! クーリング・オフ制度!!

訪問販売や電話勧誘、キャッチセールスなど、不意打ち的な販売方法で消費者が冷静な判断をできないまま契約を交わしてしまった場合に、一定の期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。「期間が過ぎてしまった…」そんな場合でも解約できる可能性があります。しかし、クーリング・オフの適用除外(通信販売や店舗・営業所での契約、3000円未満現金取引など)の契約もありますので、「しまった!」というときにはまず、消費生活センターへお問い合わせください。



クーリング・オフ可能な取引・期間

訪問販売	キャッチセールス、アポイントメントセールス含む	▶ 8日間
電話勧誘販売	電話をかけさせられた場合も含む	▶ 8日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手照会サービス、美容医療	▶ 8日間
連鎖販売取引	マルチ商法。ネットワークビジネスともいう	▶ 20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法など	▶ 20日間
訪問購入	貴金属などを事業者が買い取る取引	▶ 8日間

かすみがうら市消費生活相談のご案内

消費生活センター

所在地

- 本所 かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎内(大和田 562)
- 出張相談所 勤労青少年ホーム内(稲吉 2-6-25)

開所日

- 本所 月・火・木・金
 - 出張相談所 水
- (祝日・年末年始を除く)

相談時間

午前9時から正午 午後1時から午後4時まで

電話

0299-59-2111・029-897-1111(どちらでも可)
※来所される方は、事前に電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。

休館日の情報は電話やホームページでもご確認できます。

かすみがうら市消費生活センター

検索

消費者ホットライン

「188」でも相談先の案内を行っています。(年末年始を除く)

クーリング・オフを利用するときは…

- クーリング・オフの可能な期間を確認しましょう。(表面に記載があります)
- ハガキなど書面による通知を行いましょう。
- 必要事項はもれなく記入、控えとして両面とも必ずコピーしましょう。
- クレジット契約については、販売会社と信販会社(クレジット会社)の両方にそれぞれ通知する必要があります。
- 特定記録郵便**や**簡易書留**といった記録が残る方法で郵送しましょう。
- 手続き完了後内容について確認し、関係書類は5年間保管しましょう。



クーリング・オフ通知の記入例

はがき表面



〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番〇号

株式会社×××××
代表取締役 〇〇〇〇〇様

「株式会社×××××
代表者様」
としてもよい

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社×××××
□□営業所
担当者 ▲▲▲▲▲▲

支払った金額〇〇〇〇〇〇〇円を
返金し、商品を引き取ってください。

〇年〇月〇日
〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇〇

はがき裏面



消費生活相談室より

かすみがうら市消費生活センターへのご相談の中で、2020年上半期は特にクーリング・オフについてのお問い合わせが数多くありました。その中で「**書き方についての周知がされていない**」「**書類記載事項からの転記にも不安がある**」というご相談をいただきましたので、再度市民の皆様にはクーリング・オフ通知の書き方、出す時の注意についての参考事項をお知らせさせていただくことにいたしました。また、実際に書いていく中でわからないことなどがあるときには、消費生活センターへご相談ください。



9月は高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止共同キャンペーン月間です!

今年はコロナに関連した送り付け商法や給付金詐欺等も多数発生しています。怪しい訪問や電話には対応しない、契約時にはご家族に対応・同席してもらうなど周りの方たちと助け合って、悪質商法や詐欺被害を撲滅しましょう!

